

## 地域維持型契約方式実施要領

令和3年2月1日改正

平成27年2月13日  
県土整備部技術企画課

(趣旨)

第1条 この要領は、地域における社会基盤を適正に管理し、住民の安全・安心の確保と、地域に根ざす建設産業の中長期的な育成・確保を目的に、県が発注する社会資本等の維持管理や応急対策等の地域維持業務の包括契約を実施するに当たり、宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号。以下「規則」という。）及び宮崎県建設工事等電子入札実施要領（平成17年12月1日県土整備部管理課定め。以下「電子入札要領」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(適用業務)

第2条 この要領は、次に掲げる業務の全部又は一部を包括契約により発注する場合に適用する。

(1) 道路巡視業務

宮崎県が管理する道路及びその他の付属物（以下「道路」という。）の常時良好な状態を保全するため、道路状況の把握、必要に応じた応急措置的な作業及び交通安全対策等を実施する業務。

(2) 道路の異常時パトロール及び応急維持管理業務

宮崎県が管理する道路に関して、車輛及び自転車歩行者の通行に対し安全で円滑な道路機能を維持するとともに、災害発生時の早期の機能回復を図るため、緊急に道路状況を把握する巡回パトロール、障害が生じた場合の応急維持管理及び待機を行う業務。

(3) 河川・海岸の異常時パトロール及び応急維持管理業務

宮崎県が管理する河川又は海岸管理施設の機能を維持するとともに、災害発生時の早期の機能回復を図るため、緊急に河川又は海岸の状況を把握する巡回パトロール、障害が生じた場合の応急維持管理及び待機を行う業務。

(4) 砂防急傾斜地等維持管理業務

宮崎県が管理する砂防設備、急傾斜地崩壊防止施設及び地すべり防止施設（以下「砂防設備等」）の機能を維持するとともに、災害発生時の早期の機能回復を図るため、緊急に砂防設備等の状況確認、障害が生じた場合の応急維持管理を行う業務。

(5) 道路・河川等の除草業務

宮崎県が管理する道路、河川・海岸、砂防設備等の機能維持、構造の保持及び環境の保全等のために行う除草業務。

(電子入札)

第3条 この要領による入札は、宮崎県建設工事等電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）により行う。

(入札方式)

第4条 この要領により発注する業務の入札方式は、条件付一般競争入札とする。

(最低制限価格の設定)

第5条 この要領による入札においては、最低制限価格を設けるものとし、**入札公告にその旨を記載するものとする。**

(入札参加資格)

第6条 この要領による入札に参加する者（地域維持型建設共同企業体（以下「共同企業体」という。）で参加する場合における当該共同企業体の構成員を含む。）に共通して必要な入札参加資格は、次のとおりとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項及び第2項各号（これらの規定を令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）のいずれかに該当する者でないこと。
- (2) 県が発注する建設工事等の契約に係る入札参加者の資格等に関する要綱（平成20年宮崎県告示第369号。以下「入札参加資格要綱」という。）第7条に規定する入札参加資格の認定を受けている者であること。
- (3) 入札公告日から契約が確定する日までのいずれの日においても、入札参加資格要綱第10条に規定する入札参加資格停止となっていない者であること。
- (4) 手形交換所における取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条に規定する更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に規定する再生手続開始の申立ての事実がある者にあつては、当該手続開始決定後、第2号に掲げる入札参加資格に係る随時の審査による認定を受けている者であること。
- (6) 民事執行法（昭和54年法律第4号）による差押等金銭債権に対する強制執行若しくは国税、地方税その他の公課について滞納処分の執行を受け支払いが不可能になった者でないこと、又は第三者の債権保全の請求が常態となったと認められる者でないこと。

2 前項に規定するもののほか、次の各号に規定する事項を入札参加資格として定めることができる。

- (1) 事業所の所在地に関する事項
- (2) 同種業務の実績に関する事項
- (3) 現場主任者等に関する事項
- (4) その他入札参加資格として必要と認められる事項

3 一の建設業者は、異なる参加形態を利用して同一の入札に参加することはできない。

(入札参加資格の決定)

第7条 入札参加資格は、条件付一般競争入札実施要領（平成19年4月1日県土整備部管理課定め。以下「実施要領」という。）第22第1項に規定する入札参加資格審査会に条件付一般競争入札参加資格調書（別記様式第1号）を提出し、審査を経て決定する。

2 前項の審査を受けようとするときは、事前に実施要領第22第2項の規定により設置された技術審査会の審査を経るものとする。

(入札の公告)

第8条 入札公告は、地域維持業務を発注する機関（以下「発注機関」という。）が宮崎県公共事業情報サービス（以下「入札情報サービス」という。）に、開札日の前日から起算して15日前（当該日数には宮崎県の休日を定める条例（平成元年宮崎県条

例第22号)第2条に規定する休日及び8月13日から8月15日までの日を含まない。以下日数の規定において同じ。)までに掲載することにより行うものとする。

2 入札公告は別添1の例によることとし、条件付一般競争入札公告共通事項書(地域維持型契約)は別添2の例による。

#### (入札参加手続)

第9条 入札に参加しようとする者は、入札参加資格審査申請書(様式第2号。以下「申請書」という。)及び次の各号に掲げる入札参加資格審査資料(以下「審査資料」という。)を発注機関の長が定める日(以下「提出期限日」という。)までに提出しなければならない。

- (1) 履行体制確認表(別記様式第3号)
  - (2) 連絡体制確認表(別記様式第4号)
  - (3) 同種業務実績調書(別記様式第5号)
  - (4) 現場主任者の資格・経験調書(別記様式第6号)
  - (5) 経営事項審査結果通知書の写し
  - (6) その他入札参加資格を審査するために公告において提出を求める書類
- 2 申請書及び審査資料(以下「申請書等」という。)については、発注機関に郵送(一般書留など配達記録が確認できるもので、提出期限日までの消印のものに限る。)又は持参により提出するものとする。
- 3 提出期限日以降における申請書等の修正及び再提出は認めない。ただし、発注機関の長が指示した場合はこの限りでない。
- 4 提出期限日までに申請書等を提出しない場合又は発注機関の長が行う指示に従わない場合は、当該申請者が行う入札は無効とする。

#### (入札公告等の閲覧等)

第10条 発注機関においては、次に掲げる書類(以下「入札公告等」という。)を公告日から開札日まで閲覧に供する。

- (1) 入札公告の写し
  - (2) 条件付一般競争入札公告共通事項書(地域維持型契約)
  - (3) 特記仕様書
  - (4) その他業務の内容を把握するために必要と認められる資料(以下「その他資料」という。)
- 2 入札公告等は、原則として入札に参加しようとする者がダウンロードできる形式で入札情報サービスに掲載するものとする。ただし、掲載することが困難な場合は、発注機関における閲覧のみとする。
- 3 その他資料は、原則として閲覧に供する期間は貸し出すことができる。

#### (入札公告等に関する質問及び回答)

第11条 入札公告等に関する質問は、発注機関において電子メールで受け付けるものとする。

2 質問に対する回答は、入札情報サービスに掲載することにより行うものとする。

#### (入札参加資格の審査)

第12条 知事は、提出期限日の翌日から起算して7日以内に入札参加資格の審査を行うものとする。

- 2 知事は、入札参加資格を審査したときは、当該審査結果を通知するものとする。この場合において、入札参加資格がないと認められた者に対しては、入札参加資格のうち要件を満たさない項目及び要件を満たさない理由を通知するとともに、当該理由についての説明を求めることができる旨を教示するものとする。
- 3 知事は、第1項の規定による審査の結果、入札参加資格の認定をしなかった者については、入札参加資格審査結果通知書（別記様式第7号。以下「審査結果通知書」という。）により通知する。

（入札参加資格がないとした者に対する理由の説明）

- 第13条 入札参加資格がないとされた審査結果通知書を受理した者は、当該通知を受理した日の翌日から起算して2日以内に、知事に対して苦情申立書（別記様式第8号。以下「申立書」という。）により入札参加資格がないとされた理由の説明を求めることができる。
- 2 知事は、前項の申立書を受理したときは、当該申立書を受理した日の翌日から起算して2日以内に、当該説明を求めた者（以下「苦情申立者」という。）に対して回答するものとする。
  - 3 前項の回答に当たり、入札参加資格があると認める場合は、第7条第2項の規定により当該入札に係る入札参加資格を審査した技術審査会を経て、入札参加資格がないとした審査結果通知書を取り消すとともに、入札参加資格があるとする通知書により回答するものとする。
  - 4 第1項に規定する説明を求められた場合は、第2項に規定する回答を行うまで開札は行わないものとする。

（入札書の提出）

- 第14条 入札に参加しようとする者は、電子入札要領第10条に定めるところにより入札書を提出するものとする。

（落札者の決定）

- 第15条 開札（次条に規定する再度の入札に係る開札を含む。）の結果、予定価格の範囲内で、最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち最低価格で入札した者を落札者とする。
- 2 前項の最低価格で入札した者が2者以上いる場合においては、当該価格で入札した者（以下「同価入札者」という。）による電子入札要領第19条に規定するくじで落札者を定める。
  - 3 発注機関の長は、落札者を決定した場合にあっては電子入札要領第18条に規定する落札決定通知書により通知するものとする。

（再度の入札）

- 第16条 発注機関の長は、初回の入札に係る開札の結果、落札者となるべき者がいなかったとき（落札候補者となった者の資格確認の結果、当該落札候補者に入札参加資格がなく、他に落札候補者となるべきものがなかった場合を含む。）は、初回の入札に参加した者（無効とされた者を除く。）による入札（以下「再度の入札」という。）を直ちに実施するものとする。
- 2 再度の入札の回数は、1回とする。
  - 3 再度の入札においても落札者となるべき者がいなかったときは、予定価格を超えた

応札のうち最低入札価格と予定価格との差が僅少の範囲にあるときに限り、最低価格で入札した者と随意契約により、予定価格を超えない範囲で契約を締結することができる。

(費用の負担等)

- 第17条 第9条に規定する申請書等及び第13条に規定する書面（以下「提出書類」という。）の作成及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。
- 2 提出書類は、入札参加資格確認以外の目的に使用しないものとする。
  - 3 提出書類は、返却しない。

(入札の無効)

- 第18条 規則第125条に該当する場合のほか、次のいずれかに該当する者のした入札は無効とする。
- (1) 虚偽の申請を行った者のした入札
  - (2) この要領及び入札公告等の規定に違反した者のした入札
  - (3) 契約の日までに入札参加資格を満たさなくなった者のした入札
- 2 発注機関の長は、前項の規定により入札を無効としたときは、その旨を入札無効通知書（別記様式第9号）により通知するものとする。

(入札・契約の過程等の公表)

- 第19条 この要領に基づく入札及び契約の過程並びに契約の内容については、次に定めるところにより公表する。
- (1) 公表内容  
建設工事等の入札及び契約の過程並びに契約の内容等に関する事項の公表要領（平成19年4月1日県土整備部管理課定め。以下「公表要領」という。）第4の規定を準用する。
  - (2) 公表の方法  
公表要領別記様式第1号、第2号及び第4号を宮崎県公共事業情報サービスにおいて公表する。
  - (3) 公表の期間  
当該契約を締結した日の属する年度の次年度の3月31日まで

(その他)

- 第20条 この要領に定めるもののほか、地域維持型契約の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成27年2月16日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年2月15日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年2月1日から施行する。

附 則  
この要領は、令和3年2月1日から施行する。

別記

様式第1号（第7条関係）

					同年月日		年 月 日		
(決裁印)	決 裁 欄								
					事業主管課		〇〇〇〇課		
					課 長		〇〇 〇〇 ㊟		

入札参加資格の決定について（伺い）

下記2の地域維持業務に係る入札参加資格について、入札参加資格審査会の審査を経て、下記3のとおり決定してよろしいか。

記

1 入札参加資格審査会の審査

					審査年月日		年 月 日		
審 査 員 欄									

2 地域維持業務の概要

3 入札参加資格  
別紙のとおり

入札参加資格審査申請書

年 月 日

宮崎県知事 殿

所在地  
商号又は名称  
代表者氏名

印

このたび、下記の業務に係る競争入札に参加するため、関係書類を添えて入札参加資格の認定に係る審査を申請します。

なお、公告に掲げる欠格要件のいずれにも該当しないこと及び添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

1 業務の内容等

- (1) 業務名
- (2) 履行場所

2 添付書類

- (1) 履行体制確認表
- (2) 連絡体制確認表
- (3) 同種業務実績調書
- (4) 現場主任者の資格・経験調書
- (5) 経営事項審査結果通知書の写し
- (6) その他入札参加資格の審査に必要な書類



様式第3号（第9条関係）

履行体制確認表（その2）

申請者名 \_\_\_\_\_

1 現場主任者

氏名	会社名	資格

- 1 現場主任者として配置予定の者について記載すること。なお、複数の候補者を申請する場合は、契約日までに1名を選択すること。
- 2 単体企業で入札に参加する場合は、会社名欄の記入は不要である。（以下同じ。）
- 3 「資格」欄は、現場主任者になることができる資格又は業務経験について記入すること。

2 作業員

	氏名	会社名	担当業務・地区
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			

- 1 従事予定の作業員を全員記載すること。現場主任者は作業員に含めないこと。
- 2 「担当業務・地区」欄は、それぞれの作業員が担当する業務・地区を記入すること。
- 3 作業員の要件確認資料として、健康保険被保険者標準報酬決定通知書又は住民税特別徴収税額通知書の写しのほか他に指示する資料を添付すること。
- 4 記入欄が不足する場合は、適宜追加すること。

同種業務実績調書

業務（同種業務の条件）

申請者名

業務 の 概 要	業 務 名	
	発 注 機 関 名	
	受 注 者 名	
	履 行 場 所	
	契 約 金 額	
	契 約 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日
	受 注 形 態 等	単体 / 事業協同組合 / J V
	業 務 内 容	
	業 務 数 量	

- 備考
- 1 入札公告の「同種業務に関する事項」に掲げる要件を満たす業務の履行実績を記載すること。
  - 2 記載した業務について検査結果の通知書の写しを添付すること。検査結果の通知書の写しがない場合は、契約書の写しその他の当該業務の内容が確認できる書類及び発注者の証明書を添付すること。
  - 3 事業協同組合で入札参加資格審査申請を行う場合は、履行実績を有する組合員についてこの調書を作成すること。
  - 4 地域維持型建設共同企業体で入札参加資格審査申請を行う場合は、代表構成員の履行実績について記載すること。
  - 5 地域維持型建設共同企業体での履行実績を記載する場合は、当該共同企業体の協定書の写しを添付すること。

現場主任者の資格・経験調書

申請者名

現場主任者氏名		
会社名		
生年 月 日		年 月 日（歳）
採用年 月 日		年 月 日
資格の概要	最終学歴	
	法令による資格・免許 (資格者証等の写しを添付すること)	資格の名称
		取得年月日
		登録番号
建設業法第7条第2号イ、ロ、ハのいずれかの規定に該当する者の実務経験※	開札日当日までに土木一式工事に係る建設工事に関し、（ ）か月以上の実務経験がある。	
業務経験の概要	業務名	
	発注機関名	
	履行場所	
	契約金額	
	委託期間	年 月 日 ～ 年 月 日
	従事期間	年 月 日 ～ 年 月 日
	業務内容	
手持工事の状況	手持工事の有無	あり ・ なし
	技術者の専任・非専任	専任 ・ 非専任
	工事名	
	発注機関名	
	従事役職名	監理技術者 / 主任技術者 / 現場代理人
	工事完成届提出日	
	引渡(完了検査)予定年月日	
	その他	

※ 入札公告の「現場主任者に関する事項」において、建設業法第7条第2号イ、ロ、ハのいずれかに該当する者を現場主任者として配置する場合に記入すること。なお、この場合、土木一式工事に係る実務経験について「実務経験調書」（様式は宮崎県公共事業情報サービスに掲載）を作成し、この調書に添付して提出すること。

## 備考

- 1 「資格の概要」及び「業務経験の概要」欄は、いずれかを記入すれば良い。
- 2 「業務経験の概要」欄には、入札公告の「同種業務に関する事項」欄に掲げる要件を満たす業務の履行実績を記載すること。
- 3 記載した業務について、検査結果の通知書の写しを添付すること。検査結果の通知書の写しがない場合は、契約書の写しその他の当該業務の内容が確認できる書類及び発注者の証明書を添付すること。
- 4 地域維持型建設共同企業体での履行実績を記載する場合は、当該共同体の協定書の写しを添付すること。
- 5 本業務の現場主任者と手持工事の関係
  - (1) 手持工事とは、現場主任者が開札日において監理技術者、主任技術者又は現場代理人として従事している工事をいう。
  - (2) 手持工事には、国、都道府県、市町村発注工事に加え、民間事業者等発注工事を含むものとし、また、随意契約等による小規模な工事も含むものとする。
  - (3) 手持工事で従事している役職により以下のとおり取り扱う。
    - ① 手持工事の主任（監理）技術者となっている場合（専任を要する場合に限る。）は、手持工事に係る工事完成届を開札日の前日までに提出していることを要し、開札日以降に提出する場合は入札参加資格を認めないので留意すること。
    - ② 手持工事の現場代理人となっている場合は、当該現場代理人を交代するなど、契約の日までに本業務の現場主任者として従事できる旨の誓約を「その他」の欄に記入すること。また、次の事項に留意すること。
      - ア 契約の日の前日までに、当該手持工事に係る現場代理人の変更届など契約の日から本工事の配置予定技術者として従事できることを証明する書類を提出すること。
      - イ なお、アに規定する書類の提出がない場合や、不備がある場合は、入札参加資格がないものとして落札決定を取り消すこととなるので、留意すること。
- 6 現場主任者の候補者を複数申請する場合は、それぞれの候補者についてこの調書を作成すること。

様式第7号（第12条関係）

入札参加資格審査結果通知書

年 月 日

所在地  
商号又は名称  
代表者氏名

様

（宮崎県知事） 印

平成 年 月 日付けで申請のあった下記の業務に係る入札参加資格について、  
下記の理由により入札参加資格が認められなかったので通知します。

記

（地域維持業務の名称）

（入札参加資格が認められなかった理由）

（注）あなたは、当職に対して入札参加資格がないとされた理由について説明を求めることが出来ます。

説明を求める場合は、この通知を受けた日から2日以内に（発注機関名）へその旨を記載した書面を提出してください。

苦 情 申 立 書

年 月 日

宮崎県知事 殿

（苦情申立者）

主たる事務所の所在地

商号又は名称

代表者氏名

印

（個人の場合は、住所及び氏名）

電話番号

1 苦情申立の対象業務 （業務の名称）	
2 不服のある事項	
3 入札参加資格があると する根拠	

様式第9号（第18条関係）

入札無効通知書

年 月 日

所在地  
商号又は名称  
代表者氏名 様

（発注機関の長） 印

（業務の名称）に係る入札について、下記の理由により無効としたので通知します。

記

（入札を無効とした理由）

履行体制確認表（その1）

申請者名： \_\_\_\_\_

会社名・氏名		会社名・氏名	担当する業務・地区
代表	〇〇班		
	〇〇班		
	〇〇班		
	〇〇班		

( ) は、サポート体制業者

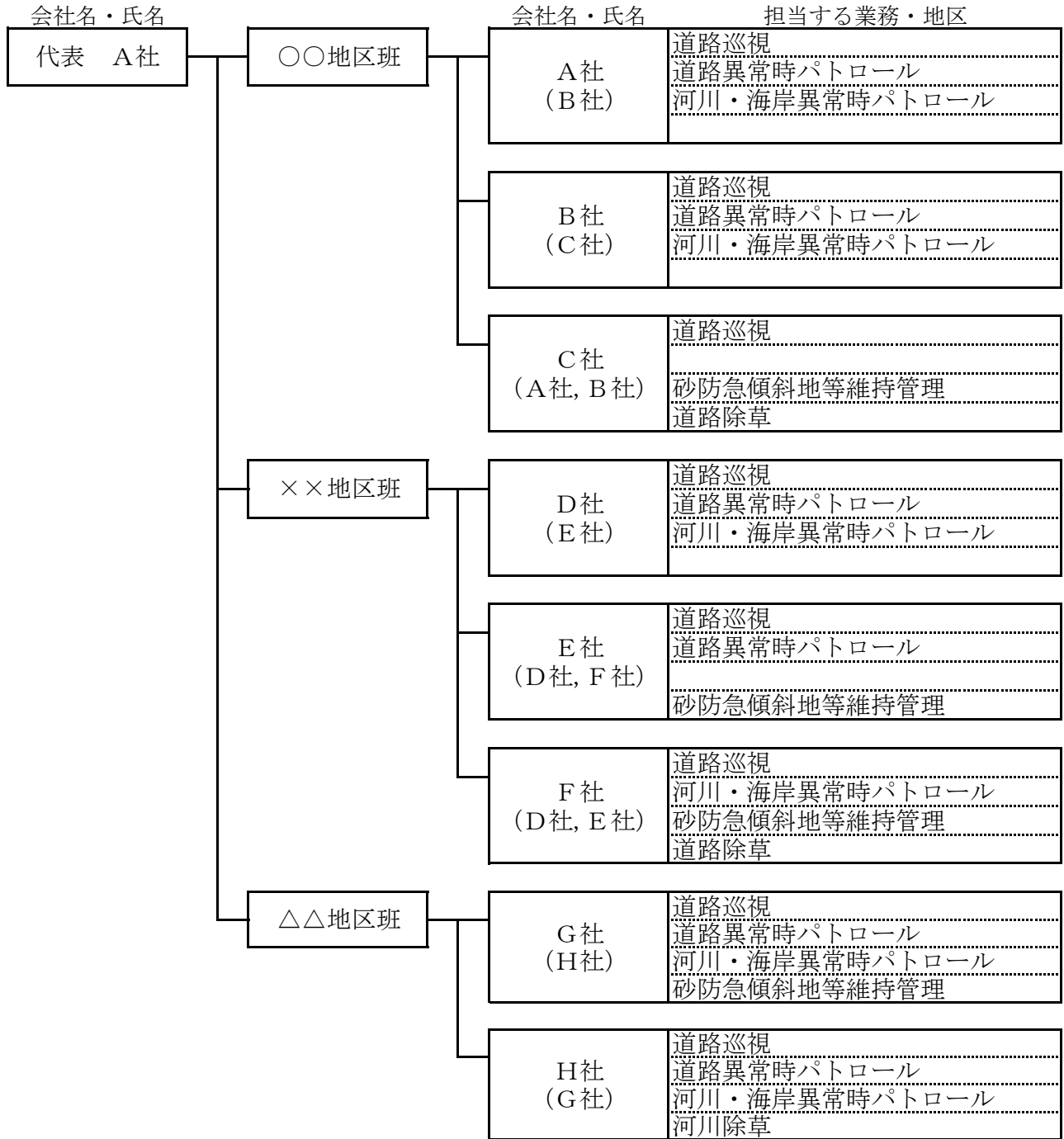
- ※ 事業協同組合、共同企業体で入札に参加する場合は、「会社名・氏名」欄には会社名を記入すること。  
単体企業で入札に参加する場合は、業務に従事する従業員の氏名を記入すること。
- ※ 事業協同組合で入札に参加する場合は、組合員名簿を添付して提出すること。
- ※ サポート体制を組む業務については、会社名・氏名欄に ( ) 書きで業務をサポートする会社名・氏名を記入すること。
- ※ 欄が不足する場合は、適宜追加すること。



様式第3号（第9条関係）

履行体制確認表（その1）

申請者名： \_\_\_\_\_



( ) は、サポート体制業者

※ 事業協同組合、共同企業体で入札に参加する場合は、「会社名・氏名」欄には会社名を記入すること。

単体企業で入札に参加する場合は、業務に従事する従業員の氏名を記入すること。

※ 事業協同組合で入札に参加する場合は、組合員名簿を添付して提出すること。

※ サポート体制を組む業務については、会社名・氏名欄に ( ) 書きで業務をサポートする会社名・氏名を記入すること。

※ 欄が不足する場合は、適宜追加すること。

様式第3号（第9条関係）

履行体制確認表（その1）

申請者名： \_\_\_\_\_

会社名・氏名		会社名・氏名	担当する業務・地区
代表 A社	道路巡視班	A社 (B社)	北部地区を担当
		B社 (C社)	中部地区を担当
		C社 (A社)	南部地区を担当
	道路異常時 パトロール班	D社 (E社, F社)	北部地区を担当
		E社 (F社)	中部地区を担当
		F社 (D社)	南部地区を担当
	河川・海岸異常時 パトロール班	G社 (H社)	北部地区を担当
		H社 (G社, I社)	中部地区を担当
		I社 (G社)	南部地区を担当
	砂防急傾斜地等 維持管理班	L社 (J社, K社)	北部地区を担当
		K社 (L社)	中部地区を担当
		L社 (J社)	南部地区を担当
	道路、河川除草班	M社 (N社, O社)	北部地区を担当
		N社 (L社)	中部地区を担当
		O社 (M社, J社)	南部地区を担当

( ) は、サポート体制業者

※ 事業協同組合、共同企業体で入札に参加する場合は、「会社名・氏名」欄には会社名を記入すること。

単体企業で入札に参加する場合は、業務に従事する従業員の氏名を記入すること。

※ 事業協同組合で入札に参加する場合は、組合員名簿を添付して提出すること。

※ サポート体制を組む業務については、会社名・氏名欄に ( ) 書きで業務をサポートする会社名・氏名を記入すること。

※ 欄が不足する場合は、適宜追加すること。

連絡体制確認表

申請者名： \_\_\_\_\_

会社名				会社名				会社名			
電話番号				電話番号				電話番号			
第1 連絡者	氏名	自宅電話	携帯電話	第1 連絡者	氏名	自宅	携帯	第1 連絡者	氏名	自宅	携帯
第2 連絡者	氏名	自宅電話	携帯電話	第2 連絡者	氏名	自宅	携帯	第2 連絡者	氏名	自宅	携帯
第3 連絡者	氏名	自宅電話	携帯電話	第3 連絡者	氏名	自宅	携帯	第3 連絡者	氏名	自宅	携帯

会社名				会社名				会社名			
電話番号				電話番号				電話番号			
第1 連絡者	氏名	自宅	携帯	第1 連絡者	氏名	自宅	携帯	第1 連絡者	氏名	自宅	携帯
第2 連絡者	氏名	自宅	携帯	第2 連絡者	氏名	自宅	携帯	第2 連絡者	氏名	自宅	携帯
第3 連絡者	氏名	自宅	携帯	第3 連絡者	氏名	自宅	携帯	第3 連絡者	氏名	自宅	携帯

会社名				会社名				会社名			
電話番号				電話番号				電話番号			
第1 連絡者	氏名	自宅	携帯	第1 連絡者	氏名	自宅	携帯	第1 連絡者	氏名	自宅	携帯
第2 連絡者	氏名	自宅	携帯	第2 連絡者	氏名	自宅	携帯	第2 連絡者	氏名	自宅	携帯
第3 連絡者	氏名	自宅	携帯	第3 連絡者	氏名	自宅	携帯	第3 連絡者	氏名	自宅	携帯

会社名				会社名				会社名			
電話番号				電話番号				電話番号			
第1 連絡者	氏名	自宅	携帯	第1 連絡者	氏名	自宅	携帯	第1 連絡者	氏名	自宅	携帯
第2 連絡者	氏名	自宅	携帯	第2 連絡者	氏名	自宅	携帯	第2 連絡者	氏名	自宅	携帯
第3 連絡者	氏名	自宅	携帯	第3 連絡者	氏名	自宅	携帯	第3 連絡者	氏名	自宅	携帯

会社名				会社名				会社名			
電話番号				電話番号				電話番号			
第1 連絡者	氏名	自宅	携帯	第1 連絡者	氏名	自宅	携帯	第1 連絡者	氏名	自宅	携帯
第2 連絡者	氏名	自宅	携帯	第2 連絡者	氏名	自宅	携帯	第2 連絡者	氏名	自宅	携帯
第3 連絡者	氏名	自宅	携帯	第3 連絡者	氏名	自宅	携帯	第3 連絡者	氏名	自宅	携帯

※ 単体企業で入札に参加する場合は、「会社名」欄の記入は不要である。

※ 欄が不足する場合は、適宜追加すること。

別添 1 (第 8 条関係)

入 札 公 告

下記のとおり地域維持業務に係る条件付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令第 167 条の 6 の規定により公告する。

令和 年 月 日

(発注機関の長)

記

1 競争入札に付する事項

- (1)業 務 名
- (2)業 務 場 所
- (3)期 間
- (4)業 務 概 要
  - ①道路巡視業務
  - ②道路の異常時パトロール業務及び応急維持管理業務
  - ③河川・海岸の異常時パトロール業務及び応急維持管理業務
  - ④砂防急傾斜地等維持管理業務
  - ⑤道路・河川等除草業務
- (5)予 定 価 格 落札者決定後公表  
 (予定価格に 110 分の 100 を乗じて得た価格) (落札者決定後公表)

2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

本業務に係る入札に参加する者に必要な資格は、県が発注する建設工事等の契約に係る入札参加者の資格等に関する要綱(平成 20 年宮崎県告示第 369 号)に基づく令和〇〇・〇〇年度の入札参加資格の認定を受けている者又は地域維持型建設共同企業体取扱要領(平成 27 年 2 月 13 日県土整備部管理課定め)に基づく地域維持型建設共同企業体(以下「共同企業体」という。)の認定を受けている者で、開札日当日において、参加形態に応じて次の要件を満たしていること。

個 別 の 資 格 要 件		
単 体 企 業 の 資 格 要 件	業種・等級	
	事業所の所在地に関する事項	
	同種業務に関する事項	
事 業 協 同 組 合 の 資 格 要 件	業種・等級	
	事業所の所在地に関する事項	
	同種業務に関する事項	

共同企業体の 資格要件	構成員の数			
	構成員の 出資比率	甲型共同企業体		
		乙型共同企業体		
	業種・等級	代表構成員		
		その他の構成員		
	事業所の所在地 に関する事項	代表構成員		
		その他の構成員		
	同種業務に 関する事項	代表構成員		
		その他の構成員		
	単体企業・事業協同組合・共同企業体に共通する資格要件			
	現場主任者に 関する事項			
	履行体制に 関する事項			
その他の事項	条件付一般競争入札公告共通事項書（地域維持型契約）2に示す事項			

3 契約条項を示す場所及び期間

閱 覧 場 所 : ○○土木事務所（○○市○○町○番○号）

閱 覧 期 間 : 令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで  
（ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

#### 4 入札日程等に関する事項

入札手続等	期間・期日等	場所・留意事項等
設計図書閲覧 及び貸出	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	宮崎県公共事業情報サービスで閲覧(※1)・ダウンロード可 〇〇土木事務所で閲覧・貸出(※2)
質問の受付	令和 年 月 日から ①令和 年 月 日 17:00 まで ②令和 年 月 日 17:00 まで	電子メールで送付すること。 アドレス：〇〇@pref.miyazaki.lg.jp ①は入札参加資格審査に関する質問の受付締切日 ②は入札公告等に関する質問の受付締切日
回答の回覧	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	宮崎県公共事業情報サービスに掲示
入札参加資格 審査申請書の 受付期間	令和 年 月 日から 令和 年 月 日 XX:XX まで	〇〇土木事務所に郵送（一般書留など配達記録確認ができるものに限る）又は持参すること。
入札書 受付期間	令和 年 月 日 XX:XX から 令和 年 月 日 XX:XX まで	
開札日時	令和 年 月 日 XX:XX	〇〇土木事務所（入札室）
入札結果 の公表(※3)	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	宮崎県公共事業情報サービスに掲示 〇〇土木事務所で閲覧

※1 宮崎県公共事業情報サービスアドレス (<http://www.e-nyusatsu-portal.pref.miyazaki.lg.jp/main/>)

※2 発注機関における受付・閲覧・貸出は、宮崎県の休日を定める条例（平成元年宮崎県条例第22号第2条に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで（正午から午後4時までを除く。）とする。

※3 「入札結果の公表」の開始日については、落札候補者の審査が順調に行われた場合の見込みを記載しているので、審査の状況によっては公表の開始が遅れることがある。

#### 5 入札参加資格審査申請に関する事項

##### (1) 入札参加資格審査申請書等の提出

本件入札に参加する者は、事前に入札参加資格審査を行うため、入札参加資格審査申請書の受付期間中に以下の書類を提出すること。

- ①入札参加資格審査申請書
- ②履行体制確認表
- ③連絡体制確認表
- ④同種業務実績調書
- ⑤現場主任者の資格・経験調書
- ⑥経営事項審査結果通知書の写し

なお、共同企業体にあつては、以下の資料を併せて提出すること。

- ①地域維持型建設共同企業体入札参加資格審査申請書
- ②地域維持型建設共同企業体協定書
- ③各構成員の経営事項審査結果通知書の写し
- ④委任状（電子入札用）

##### (2) 審査結果の通知

入札参加資格の審査結果については、入札書受付開始日の前日までに通知する。

#### 6 その他の事項

条件付一般競争入札公告共通事項書（地域維持型契約）に示すとおりとする。

なお、一定の資本関係又は人的関係を有する複数の者が本入札に参加した場合は、当該複数の者のした入札は無効とする。（一定の資本関係又は人的関係の詳細については、条件付一般競争入札（総合評価落札方式＜地域企業育成型＞）公告共通事項書を参照のこと。）

(別添 2)

## 条件付一般競争入札公告共通事項書（地域維持型契約）

### 1 適用

本書で定める事項は、地域維持型契約方式実施要領（平成 27 年 2 月 13 日県土整備部技術企画課定め。以下「地域維持型実施要領」という。）に基づいて実施する入札について適用する。

### 2 入札参加資格

この要領による入札に参加する者（地域維持型建設共同企業体（以下「共同企業体」という。）で参加する場合における当該共同企業体の構成員を含む。）に共通して必要な入札参加資格は、次のとおりとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「令」という。）第 167 条の 4 第 1 項及び第 2 項各号（これらの規定を令第 167 条の 11 第 1 項において準用する場合を含む。）のいずれかに該当する者でないこと。
- (2) 県が発注する建設工事等の契約に係る入札参加者の資格等に関する要綱（平成 20 年宮崎県告示第 369 号。以下「入札参加資格要綱」という。）第 7 条に規定する入札参加資格の認定を受けている者であること。
- (3) 入札公告日から契約が確定する日までのいずれの日においても、入札参加資格要綱第 10 条に規定する入札参加資格停止となっていない者であること。
- (4) 手形交換所における取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条に規定する更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条に規定する再生手続開始の申立ての事実がある者にあつては、当該手続開始決定後、(2)に掲げる入札参加資格に係る随時の審査による認定を受けている者であること。
- (6) 民事執行法（昭和 54 年法律第 4 号）による差押等金銭債権に対する強制執行若しくは国税、地方税その他の公課について滞納処分の執行を受け支払いが不可能になった者でないこと、又は第三者の債権保全の請求が常態となったと認められる者でないこと。
- (7) 一の建設業者は、異なる参加形態を利用して同一の入札に参加することはできない。
- (8) 入札に参加する者の間に、次のいずれかに該当する資本関係又は人的関係がないこと。

#### ア 資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合

- (ア) 会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 4 号に規定する親会社（同法施行規則第 3 条第 3 項第 1 号に該当するものに限る。以下同じ。）と会社法第 2 条第 3 号に規定する子会社（同法施行規則第 3 条第 3 項第 1 号に該当するものに限る。以下同じ。）の関係にある場合
- (イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

#### イ 人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合

- (ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合（ただし、会社の一方が会社更生法第 2 条第 7 項に規定する更生会社又は民事再生法第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。）

- (イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合
- ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合
- ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

### 3 最低制限価格の設定

この入札においては、最低制限価格を設けるものとし、**入札公告にその旨を記載するものとする。**

### 4 入札参加手続

- (1) 入札に参加しようとする者は、入札参加資格審査申請書（地域維持型実施要領別記様式第2号。以下「申請書」という。）及び次の各号に掲げる入札参加資格審査資料（以下「審査資料」という。）を発注機関の長が定める日（以下「提出期限日」という。）までに提出しなければならない。
  - ① 履行体制確認表（地域維持型実施要領別記様式第3号）
  - ② 連絡体制確認表（地域維持型実施要領別記様式第4号）
  - ③ 同種業務実績調書（地域維持型実施要領別記様式第5号）
  - ④ 現場主任者の資格・経験調書（地域維持型実施要領別記様式第6号）
  - ⑤ 経営事項審査結果通知書の写し
  - ⑥ その他入札参加資格を審査するために公告において提出を求める書類
- (2) 申請書及び審査資料（以下「申請書等」という。）については、発注機関に郵送（一般書留など配達記録が確認できるもので、**提出期限日までの消印のもの**に限る。）又は持参により提出するものとする。
- (3) 提出期限日以降における申請書等の修正及び再提出は認めない。ただし、発注機関の長が指示した場合はこの限りでない。
- (4) 提出期限日までに申請書等を提出しない場合又は発注機関の長が行う指示に従わない場合は、当該申請者が行う入札は無効とする。

### 5 入札公告等の閲覧等

- (1) 業務委託を発注する機関（以下「発注機関」という。）において、次に掲げる書類（以下「入札公告等」という。）を公告日から開札日まで閲覧に供する。
  - ① 入札公告の写し
  - ② 条件付一般競争入札公告共通事項書（地域維持型契約）
  - ③ 特記仕様書
  - ④ その他業務の内容を把握するのに必要と認められる資料（以下「その他資料」という。）
- (2) 入札説明書等は、宮崎県公共事業情報サービス  
[<http://www.e-nyusatsu-portal.pref.miyazaki.lg.jp/main/>] にダウンロードできる形式で掲載するものとする。ただし、掲載することが困難な場合は、発注機関における閲覧のみとする。
- (3) その他資料は、原則として閲覧に供する期間は貸し出すことができる。

### 6 入札公告等に関する質問及び回答

- (1) 入札公告等に関する質問は、入札公告に定める期間、発注機関において電子メールで受け付ける。



- (2) 質問に対する回答は、宮崎県公共事業情報サービス  
[<http://www.e-nyusatsu-portal.pref.miyazaki.lg.jp/main/>] に掲載することにより行う。

## 7 入札参加資格がないとされた者に対する理由の説明

- (1) 入札参加資格がないとされた入札参加資格審査結果通知書を受理した者は、宮崎県が発注する建設工事等における入札及び契約の過程に係る苦情処理要領（平成15年8月1日総務部財政課・県土整備部管理課定め）に定めるところにより、当該通知を受理した日の翌日から起算して2日以内に、入札参加資格がないとされた理由の説明を求めることができる。
- (2) 前項の説明を求められたときは、同要領に定めるところにより回答する。

## 8 入札書の提出

入札に参加しようとする者は、入札公告に定める期間中に宮崎県建設工事等電子入札実施要領（以下「電子入札要領」という。）第10条に定めるところにより入札書を提出するものとする。

## 9 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金については、宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号。以下「規則」という。）第100条の規定による。
- (2) 契約保証金については、規則第101条の規定による。

## 10 入札書の記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分10に相当する金額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 11 落札者の決定等

- (1) 開札後、予定価格の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者のうち、最低価格で入札した者を落札者とする。
- (2) 前項の最低価格で入札した者が2者以上いる場合においては、当該価格で入札した者（以下「同価入札者」という。）による電子入札要領第19条に規定するくじで落札者を定める。

## 12 再度の入札

- (1) 開札の結果、落札者となるべき者がいなかったときは、当該入札に参加した者による入札（以下「再度の入札」という。）を実施する。
- (2) 初回の入札において、**無効とされた者**は、再度の入札に参加できない。
- (3) 再度の入札の回数は、1回とする。
- (4) 再度の入札においても落札者となるべき者がおらず、**予定価格超過者のうち**最低入札価格と予定価格との差が5%の範囲内にあるときは、最低価格入札者と予定価格の範囲内で随意契約することがある。

### 13 入札の無効

- (1) 規則第125条に該当する場合のほか、次のいずれかに該当する者のした入札は無効とする。
  - ① 虚偽の申請を行った者のした入札
  - ② この要領及び入札公告等の規定に違反した者のした入札
  - ③ 契約の日までに入札参加資格を満たさなくなった者のした入札
- (2) 入札を無効とした者には、その旨を入札無効通知書（地域維持型実施要領別記様式第9号）により通知する。